

(別添1参考)

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(令和2年3月5日保医発0305第11号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後					改正前							
(別表1) 医科点数表関係 医学管理等～精神科専門療法(略) 処置					(別表1) 医科点数表関係 医学管理等～精神科専門療法(略) 処置							
特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		対応する診療報酬項目			特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		対応する診療報酬項目			
	薬事承認上の位置付け						その他の条件	薬事承認上の位置付け			その他の条件	
	類別	一般的名称						類別				一般的名称
光線治療器()	機械器具(12)理学診療用器具 <u>機械器具(31)医療用焼灼器</u>	紫外線治療器 赤外線治療器 キセノン光線治療器 エキシマレーザー <u>チタンサファイアレーザー</u>	赤外線又は紫外線を用いて皮膚疾患に対する光線治療を行うことが可能なもの	J054	皮膚科光線療法	光線治療器()	機械器具(12)理学診療用器具 紫外線治療器 赤外線治療器 キセノン光線治療器 エキシマレーザー	赤外線又は紫外線を用いて皮膚疾患に対する光線治療を行うことが可能なもの	J054	皮膚科光線療法		
手術～放射線治療(略) 歯科点数表関係(略)					手術～放射線治療(略) 歯科点数表関係(略)							

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和2年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~058 (略) 059 オプション部品 (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ~ 人工膝関節用部品・人工関節用部品() 次のいずれかに該当すること。 ア (略) イ 骨との固定力を強化するためのポーラス状のタンタル、<u>純チタン又はチタン合金</u>による加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ~ (略) 060~064 (略) 065 人工肩関節用材料 (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ~ (略)</p>	<p>(別表) (略) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001~058 (略) 059 オプション部品 (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ~ 人工膝関節用部品・人工関節用部品() 次のいずれかに該当すること。 ア (略) イ 骨との固定力を強化するためのポーラス状のタンタル又は純チタンによる加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事承認又は認証事項に明記されていること。 ~ (略) 060~064 (略) 065 人工肩関節用材料 (1)・(2) (略) (3) 機能区分の定義 ~ (略)</p>

切換用

次のいずれかに該当すること。

ア リバーstypeを用いた人工肩関節置換術等の術中に、解剖学的理由等によりリバーstype組み合わせの設置が困難であると判断された場合に、緊急的にアトミカル型の組み合わせに切り換えるために用いるものであること。

イ リバーstypeを用いた人工肩関節置換術等を実施した患者の術後再置換時に、解剖学的理由等によりリバーstype組み合わせの設置が困難であると判断された場合に、アトミカル型の組み合わせに切り換えるために用いるものであること。

066～210 (略)

～ (略)

切換用

リバーstypeを用いた人工肩関節置換術等の術中に、解剖学的理由等によりリバーstype組み合わせの設置が困難であると判断された場合に、緊急的にアトミカル型の組み合わせに切り換えるために用いるものであること。

066～210 (略)

～ (略)